

大阪府スポーツ推進審議会条例（平成28年12月26日改正）

（設置）

第一条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条に規定する審議会その他の合議制の機関として、大阪府スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（定数）

第二条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、二十人以内とする。

（任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第四条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第七条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員等がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

（報酬）

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第十条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(委任)

第十一條 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、大阪府教育委員会が定める。